

# 千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、次条に掲げる補助対象施設においてパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを行う設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うことを目的とし、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

## (補助対象施設)

第2条 補助対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 保育所 国及び地方公共団体以外の者が運営する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (3) 地域型保育事業所 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (4) 認可外保育施設 法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書の交付を受けている千葉市内に所在する施設をいう。
- (5) 放課後児童健全育成事業所 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (6) 子育て短期支援事業所 法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (7) 地域子育て支援拠点事業所 法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (8) 病児保育事業所 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (9) 子育て援助活動支援事業所 法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (10) 児童養護施設 法第7条に規定する児童養護施設であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (11) 母子生活支援施設 法第7条に規定する母子生活支援施設であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (12) 児童自立生活援助事業所 法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (13) 小規模住居型児童養育事業所 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業であ

って千葉市内に所在する施設をいう。

(14) 障害児通所支援事業所 法第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業であって千葉市内に所在する施設をいう。

(15) 保育所等 本条第1号から前号までの補助対象施設をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、前条に掲げる補助対象施設を運営する者（以下「補助事業者」という。）とする。

(事業の内容等)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）の内容は、補助対象施設において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業とする。

2 市長は、補助対象施設について、本市が令和7年度開設予定の整備事業予定者として決定した施設を補助対象施設とすることができる。

(補助事業の要件)

第5条 補助金は、令和6年度内に第4条第1項に掲げる事業を実施し、かつ支払いを完了する事業を対象として交付するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の交付額)

第7条 この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費として補助事業者が支出した額とを比較していずれか少ない額を選定し、補助率を乗じた額とし、予算の範囲内で交付するものとする。なお、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。

(交付申請)

第8条 補助金を活用した事業を実施しようとする補助事業者は、補助対象施設ごとに次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 補助金申請内訳書

(3) 購入を予定している物品等の名称、金額等が確認できる書類（見積書等）

(交付の条件)

第9条 補助金規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるものとする。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるものとする。

(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるものとする。

(交付決定)

第10条 市長は前条に掲げる書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合には、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は前条に掲げる書類を審査し、適当と認められない場合には、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

(変更申請)

第11条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、第8条に係る交付申請の内容を変更する場合には、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）により、変更申請を行うものとする。

(変更決定)

第12条 市長は、前条の変更申請を受けた場合は、補助事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めるときは、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は前条の変更申請が不相当と認めるときは、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、申請者へ通知するものとする。

(事業の廃止又は中止)

第13条 事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議するものとする。

2 前項の協議が整ったときは、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金廃止（中止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金廃止（中止）承認通知書（様式第8号）により、申請者へ通知するものとする。

(事故報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に対して書面により適切な指示を行うものとする。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行について、報告の要求があったときは、速やかに報告するものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了、廃止（中止）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助対象施設ごとに、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げるすべての書類を添えて、市長へ提出するものとする。

(1) 対象経費の領収書の写し又は事業者に対し対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「領収書等」という。）

(2) 納品書

2 前項に定める領収書等については、次の事項が掲載されているものとする。また、領収書等に訂正がある場合、事業者の訂正印のないものは無効とする。

(1) 事業者の名称

(2) 支払者名

(3) 領収額

(4) 領収額の内訳

(5) 領収日

(6) 領収印

(額の確定通知)

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合で、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者に対し、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第18条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、速やかに千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

(決定の取消)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は前項の規定により、交付決定を取り消したときは、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 補助金規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

(維持管理)

第21条 性被害防止対策に係る設備等の導入から原則5年間は、当該設備等を適切に維持管理するものとする。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないものとする。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。

4 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに市長に報告するものとする。

なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

5 補助事業者は補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管するものとする。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間のいずれか遅い日まで保管するものとする。

(予算措置)

第23条 本事業は、国の補助事業を利用し実施するため、国の補助事業が縮小、中止、又は廃止になった場合は、本事業の縮小、中止又は廃止となる場合がある。

(補則)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付が決定された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

種目	補助基準額	補助対象経費	補助率
保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	1 施設当たり 1 0 0 千円	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な 需用費 (印刷製本費及び修繕料)、役務費 (通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費	補助対象経費の 3 / 4

千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉県長

法人等所在地

法人等名称

代表者職氏名

施設名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

金 円

添付書類	(1)	補助金申請内訳書
	(2)	購入を予定している物品等の名称、金額等が確認できる書類 (見積書等)

2 導入備品内容

導入備品内容 (主な購入物品)	導入場所・導入内容 (その他の具体的な内容を記載)
パーテーション	
簡易扉	
簡易更衣室	
カメラ	
その他	

施設事務担当者	
電話番号	
メールアドレス	

申請内訳

補助金申請内訳

(1) 補助金交付申請額内訳

施設名	
-----	--

番号	①導入備品等の名称	②数量	③単価(円) ※消費税込み	④合計金額(円) ②×③ ※消費税込み
1				
2				
3				
4				
5				
計				

⑤総事業費(円) ※消費税込み	⑥補助上限額 (円)	⑦交付申請額(円) (1施設当たり75千円を上限) ※⑤×3/4と⑥を比較し金額の少ない方が申請額、千円未満端数切捨
	75,000	

※補助上限額は、補助基準額(1施設当たり100千円)の3/4



チェックリスト

千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金 申請時チェックリスト

- 1  購入する物品等は、子供の性被害防止対策に資するものである。
- 2  カメラを購入する場合、導入完了までに保護者への承諾を得る予定である。  
(導入する趣旨や保護者からの確認依頼に応えること等を説明する)
- 3  カメラを購入する場合、導入の趣旨や使用方法等を教職員等に説明し、理解を得た上で運用を定める予定である。
- 4  令和6年度中に事業が完了する予定である。  
(令和7年3月31日までに、物品の納品や設置、支払等が完了する)

様式第2号

千葉市指令 第 号  
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様  
(施設名 )

千葉市長 印

### 千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、通知します。

#### 記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法
- 3 交付条件 (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。  
(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。  
(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

#### <審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

千葉市指令 第 号  
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様  
(施設名 )

千葉市長 印

### 千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、通知します。

#### 記

不交付の理由	
--------	--

#### <審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉県長

法人等所在地

法人等名称

代表者職氏名

施設名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉県指令 第 号により、交付決定された補助金について、下記のとおり事業内容の変更をしたいので、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、申請します。

記

1 変更交付申請額

金

円

2 変更内容及びその理由	
3 添付書類	(1) 変更申請額が変更となる積算根拠書類 (2) その他市長が必要と認める書類

施設事務担当者	
電話番号	
メールアドレス	

申請内訳

補助金申請内訳

(1) 補助金交付申請額内訳

施設名	
-----	--

番号	①購入物品等の名称	②数量	③単価(円) ※消費税込み	④合計金額(円) ②×③ ※消費税込み
1				
2				
3				
4				
5				
計				

⑤総事業費(円) ※消費税込み	⑥補助上限額 (円)	⑦交付申請額(円) (1施設当たり75千円を上限) ※⑤×3/4と⑥を比較し金額の少ない方が申請額、千円未満端数切捨
	75,000	

※補助上限額は、補助基準額(1施設当たり100千円)の3/4

様式第5号

千葉市指令 第 号  
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様  
(施設名 )

千葉市長 印

### 千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号で交付決定通知し、年 月 日付で補助金変更申請のありました、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、下記のとおり交付決定の変更をしたので、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、通知します。

#### 記

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 支払方法
- 3 交付条件 (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。  
(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。  
(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

#### <審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第6号

千葉市指令 第 号  
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様  
(施設名 )

千葉市長 印

千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号で交付決定通知し、年 月 日付で補助金交付決定変更申請のありました、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、下記のとおり不承認となりましたので、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、通知します。

記

1 変更承認しないこととした額（交付決定額） 金 円

2 理由

< 審査請求等 >

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金  
廃止（中止）承認申請書

（あて先）千葉県長

法人等所在地  
法人等名称  
代表者職氏名  
施設名（ ）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定された補助金について、事業を  
廃止（中止）したいので、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱  
第13条第2項の規定により、事業廃止（中止）を申請します。

記

1 廃止（中止）希望日	年 月 日
2 廃止（中止）の理由	

施設事務担当者：  
担当者名：  
連絡先（電話番号、メールアドレス等）：



様式第8号

千葉市指令 第 号  
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様  
(施設名 )

千葉市長 印

千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金  
廃止（中止）承認通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号で交付決定通知し、年 月 日付で申請のありました、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業廃止（中止）について、下記のとおり承認となりましたので、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、通知します。

記

1 廃止（中止）決定日	年 月 日
2 備考	

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金実績報告書

(あて先) 千葉県長

法人等所在地

法人等名称

代表者職・氏名

施設名

印

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉県指令 第 号をもって交付決定のあった、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金に関する事業報告について、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助金実績額 0 円

2 補助金実績額内訳

単位：円

交付決定額 (A)	実績額 (B)	差額 (A)-(B)
	0	

添付書類	(1)	導入した備品等に係る経費支払書(領収書等)
	(2)	導入した備品等の納品書

3 導入物品内容

導入備品内容 (主な購入物品)	導入場所・導入内容(その他の具体的な内容を記載)
パーテーション	
簡易扉	
簡易更衣室	
カメラ	
その他	

施設事務担当者	
電話番号	
メールアドレス	

実績内訳

補助金実績報告額内訳

(1) 補助金実績報告額内訳

施設名	
-----	--

番号	①導入備品等の名称	②数量	③単価(円) ※消費税込み	④合計金額(円) ②×③ ※消費税込み
1				
2				
3				
4				
5				
計				

⑤総事業費(円) ※消費税込み	⑥補助上限額 (円)	⑦実績報告額(円) (1施設当たり75千円を上限) ※⑤×3/4と⑥を比較し金額の少ない方が 実績報告額、千円未満端数切捨
	75,000	

※補助上限額は、補助基準額(1施設当たり100千円)の3/4

チェックリスト

千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金 報告時チェックリスト

- 1  購入した物品等は、子供の性被害防止対策に資するものである。
- 2  カメラを購入した場合、保護者への承諾を得た。  
(導入する趣旨や保護者からの確認依頼に応えること等を説明した)
- 3  カメラを購入した場合、導入の趣旨や使用方法等を教職員等に説明し、理解を得た上で運用を定めた。
- 4  令和6年度中に事業が完了した。  
(令和7年3月31日までに、物品の納品や設置、支払等が完了した)

様式第10号

千葉市達 第 号  
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様  
(施設名 )

千葉市長 印

### 千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号で補助金の交付決定をした、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金については、年 月 日付で提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおり交付が確定しましたので、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

#### <審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先) 千 葉 市 長

法人等所在地

法人等名称

代表者職氏名

施設名 ( )

(※) 記名押印又は本人 (代表者) が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人 (代表者) からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付千葉県達 第 号で交付確定を受けた、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、千葉県保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第 1 8 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 今回の請求額	金	円

施設事務担当者：

担当者名：

連絡先 (電話番号、メールアドレス等)：

様式第12号

千葉市達 第 号  
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様  
(施設名 )

千葉市長 印

千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号で交付決定した千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すこととしたので、千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により、通知します。

記

1 取消日	年 月 日
2 決定を取り消した理由	
3 備考	

< 審査請求等 >

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様  
(施設名 )

千葉市長

印

千葉市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条 第 1 項 の規定により、次のとおり返還を命じます。  
第 2 項

補助金の交付決定額	金 円
補助金の交付確定額	金 円
返還すべき金額	金 円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。